

特定地域経営支援対策事業における費用対効果分析の実施について（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7202 号農林水産省経営局長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1 趣旨 <u>特定地域経営支援対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3経営第3157号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第5の7</u>に規定する費用対効果分析の算定方法は、第2から第6までに定めるとおりとする。</p> <p>第2 対象事業の範囲 対象事業は、要綱の<u>別表1</u>に掲げる事業とする。なお、要綱の<u>別表1</u>中アイヌ農林漁業対策事業については、事業費が5,000万円以上のものとする。</p> <p>第3～6 [略]</p>	<p>第1 趣旨 <u>特定地域経営支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7199号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の8</u>に規定する費用対効果分析の算定方法は、第2から第6までに定めるとおりとする。</p> <p>第2 対象事業の範囲 対象事業は、要綱の<u>別表</u>に掲げる事業とする。なお、要綱の<u>別表</u>中アイヌ農林漁業対策事業については、事業費が5,000万円以上のものとする。</p> <p>第3～6 [略]</p>

附 則（令和4年3月30日付け3経営第3164号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前に実施された事業については、なお従前の例による。